

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

現在、日本社会においては、急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもとより、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せています。また、近年の構造改革により、長時間労働、雇用不安、ニート、フリーターなど、社会問題が顕在化し、障害のある人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体の共通した課題となっています。

一方、日本社会が構造的に変動する中、地域のような課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっており、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」ものであります。

しかしながら、日本では、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的認知や理解が不十分であることに加え、団体として契約主体となれないことや、社会保険や雇用保険の適用を受けられずに社会保障負担が働く個人にかかるなど、活動が不安定な状況におかれております。

既に欧米では、資金と労働力を持ち寄り、参加者全員が経営者として働く、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。

誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、住民主体のまちづくりを創造するものであり、働くことや生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

よって、中央区議会は、国会及び政府に対し、社会の実情を踏まえ、就労機会の創出、地域社会の再生及び少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く求めるものです。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって、意見書を提出します。

平成二十六年七月一日

東京都中央区議会議長 原田賢一

| | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|
| 衆議院議長 | 参議院議長 | 内閣総理大臣 | 厚生労働大臣 | 経済産業大臣 |
| 議長 | 議長 | 大臣 | 大臣 | 大臣 |
| | | | | あて |